

令和8年4月9日

あわら市上下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務に関する質問事項及び回答

あわら市上下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領等に関する質問事項及び回答は次のとおりです。

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	(実施要領)3参加資格要件	JV(調査実施共同体)による参加は可能でしょうか。	本業務のプロポーザルについては、実施要領に定める参加資格要件に基づき、単独の法人による参加を前提としております。そのため、共同企業体(JV)としての参加は認めておりません。 参加資格、業務実績要件および技術者配置要件については、実施要領第3項をご確認ください。
2	(実施要領)3参加資格要件	JV での応募が可能な場合に実施要領の「3 参加資格要件」については JV の幹事企業が満たしていれば、構成企業については(3)～(7)を除く要件は満たす必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	No1 の回答のとおり、共同企業体(JV)としての参加は認めておりません。
3	(契約約款)第7条一括再委託等の禁止	あわら市設計業務委託契約約款に記載のとおり、一括再委託等の禁止については理解しているところですが、再委託金額の上限比率などの規定はございますでしょうか。	再委託に係る金額の上限比率等について、約款上、具体的な数値基準は定めておりません。
4	(要求水準書)3 業務内容 3.7 マーケットサウンディング調査	3.7 マーケットサウンディング調査の説明会実施の参加者募集を貴市の HP で公開して実施するか、あるいは民間企業を選定して非公開で実施する等の想定されている実施方針はございますでしょうか。	マーケットサウンディング調査の説明会実施方法は現時点で特定しておらず、受託者との協議を踏まえ、市が公平性・透明性を確保した方法で決定いたします。
5	(要求水準書)3 業務内容 3.7 マーケットサウンディング調査	3.7 マーケットサウンディング調査(1)に対象となる民間企業者一覧を作成すると記載されていますが、民間企業者一覧は説明会への参加を促すために使用するものでしょうか。あるいは、個別ヒアリングを対象に作成するものでしょうか。	民間企業一覧は、説明会・アンケート・個別ヒアリングを含むマーケットサウンディング調査全体を想定して作成する基礎資料であり、特定の用途に限定したものではありません。

6	(要求水準書)3 業務 内容 3.7 マーケットサ ウンディング調査	3.7 マーケットサウンディング調査に個別対話は貴市が実施し、その結果は匿名化された情報として受託者に提供されるとあります。3.8 PPP/PFI 手法の選定で使用する際に、事業者名と個別対話結果の関係が含まれていた方が検討に有用である場合があります。その場合は、必要に応じて当該情報の開示について協議させていただくことは可能でしょうか。	マーケットサウンディング調査によって行った個別対話結果の提供については、事業者名と結び付けた情報の提供を受託者から要請された場合、市が必要と判断したものについて提供を検討します。
7	(要求水準書)3 業務 内容 3.1 現状分析	3.1 現状分析(3) 上下水道事業における事業費の整理は既計画をもとにした事業費の実績及び将来的な財政負担の見通しについて整理とございますが、ウォーターPPP の導入期間として想定される期間(例えば事業開始から10年間)の将来事業費については、ウォーターPPP の導入期間(例:事業開始から10年間)を想定したデータが受託者に提供されるとの理解でよろしいでしょうか。また、既計画で対象としていない将来期間や事業費については、受託者の業務範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 3.1(3)に記載している「上下水道事業における事業費の整理」については、本市が保有する既計画(経営戦略等)に位置付けられた事業費の実績および将来的な財政負担の見通しに関する資料を基礎資料として提供することを想定しています。 一方で、ウォーターPPPの導入期間として想定される期間(例:事業開始から10年間)について、当該期間を前提とした将来事業費データについて、事業費の整理・設定については、提供する既存資料やヒアリング結果等を踏まえ、ウォーターPPP導入検討に必要な範囲において、受託者の業務として試算・整理することを想定しています。 具体的な検討期間や事業費の設定方法については、業務着手後に本市と受託者との協議により整理するものとします。

8	(実施要領)6企画提案書等の作成要領	実施要領に資料の閲覧が可能とございますが、閲覧できる資料のリストをご教示いただけますでしょうか。資料の年次及び資料名についてご教示いただけますでしょうか。	<p>実施要領に記載している「資料の閲覧」については、企画提案書の作成に必要となる、本市が保有する上下水道事業に関する既存資料について閲覧を認めるものです。閲覧可能な資料としては、主に次のような資料を想定しています。</p> <p>ただし、現時点で閲覧対象資料を網羅的に一覧化したものはなく、具体的な資料の名称・年次については、閲覧時に本市が提示する資料の範囲内で確認いただくこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none">・上下水道事業に関する経営戦略・事業計画等・事業会計決算書、財務諸表等・ストックマネジメント計画、更新計画等・管路台帳、設備台帳、上下水道台帳等・維持管理・委託業務に関する資料 <p>なお、資料の年次については、直近年度を含む、本市が保有する範囲の資料を基本とし、閲覧にあたっての具体的な資料内容については、事前に日時調整のうえ、本市との協議により整理するものとします。</p>
---	--------------------	---	--

9	その他	<p>本業務の受託者及び受託者の資本面若しくは人事面において関係がある者が、今後貴市が発注予定としているウォーターPPP事業のSPCやJVの構成企業として参加することは可能でしょうか。</p>	<p>本業務は、本市の上下水道事業について、ウォーターPPP導入可能性調査を客観的に行うものであり、報告書は公表することを想定しており、本市が発注を予定しているウォーターPPP事業において、SPCやJVの構成企業として参加することについて、現時点で一律に制限又は禁止するものではありません。</p> <p>ただし、将来のウォーターPPP事業に係る事業者選定にあたっては、公平性・透明性の確保および利益相反の防止の観点から、調査業務への関与状況や情報の取扱い等を踏まえ、適切に判断することを想定しており、ウォーターPPP事業事業者の選定で、本業務の受注者へ特別な配慮をすることはありません。</p> <p>具体的な参加条件や取扱いについては、実際にウォーターPPP事業を実施する段階において策定する公募条件・募集要領等において明示するものとします。</p>
---	-----	--	---